



2021年3月12日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証ジャスダック)
問合せ先 取締役 中山 宏一
(TEL. 03-6430-3461)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

2020年2月26日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて公表の通り、同日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し1,800万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われましたが、その後当社は、2020年3月4日付で金融庁長官から審判手続開始決定通知書を受領いたしました。

上記通知に対して当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金にかかる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。今後当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

なお当社は、2021年2月12日付「特別損失（課徴金引当金繰入額）発生のお知らせ」にて公表の通り、2020年12月期に課徴金見積額として特別損失1,800万円を計上していることから、当該課徴金の支払いによる2021年12月期の業績への影響は軽微であります。

当社はこのたびの事態を真摯に受け止め、再発の防止と信頼の回復に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けいたしましたことにつき深く反省し、重ねてお詫び申し上げます。

以 上